

・ 離職・解雇・内定取消の場合

- ①7月1日時点で、離職・解雇・内定取消等となる場合は、早急に、支給認定変更申請書（第10号様式）を提出し、就労要件から求職要件に認定事由の変更をしてください。
- ②8月末までに就労し、就労証明書及び支給認定変更申請書（第10号様式）を提出し、求職要件から就労要件に認定事由の変更をしてください。

【求職活動】

- ・認定の有効期間を8月末までとします。8月末までに要件を満たす就労を開始してください。

【育児休業復帰】

- ・原則7月末までに復帰してください。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因し、就労先の指示により復帰が延期された場合については、8月末まで認めることとします。その際は、園にお知らせください。

【2か月以上のお休み】

- ・7月以降は、2か月以上のお休みは、退所となります。

(入所要件と認定期間の特例)

事由	認定の有効期間	提出書類（8月末までに提出してください）
求職活動	8月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■支給認定変更申請書（第10号様式）（求職から就労） ■就労日が記載された就労証明書
育児休業復帰	7月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■復帰日が記載された就労証明書 ※新型コロナウイルス感染症に起因し復帰ができない場合 8月末までの復帰を可とします。保育料は発生します。
就労時間・日数の不足	8月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ■就労要件を満たしたシフト表など
解雇・離職・内定取消	(認定変更後) 8月末まで	<p>(7月登園開始直後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■支給認定変更申請書（第10号様式）（就労から求職） （就労開始後） ■支給認定変更申請書（第10号様式）（求職から就労） ■就労日が記載された就労証明書

※ 様式は、園またはホームページから取得してください。

4 人権尊重・個人情報保護について

不用意な発言、SNS等での噂などにより、差別、人権侵害、いじめ等が発生しないよう、園児、保護者、園のスタッフ等園関係者に関わる人権尊重、個人情報保護に特段の注意・配慮をお願いします。

5 その他

- ・園関係者に感染者が発生した場合は、14日間の臨時休園となり、特別保育等も行われません。その際の対応を、予めご家族でご検討ください。
- ・濃厚接触者と診断された場合、ご家族や園児がPCR検査を受検することとなった場合は、必ず園にご一報ください。

担当 白井市健康子ども部保育課 電話 047-497-3488
